

# 文選集注所引「鈔」について

森野繁夫  
富永一登

「文選」についての注釋は、記録によるかぎり、隋の蕭該の「文選音」に始まる。そうして隋末から唐初にかけて、曹憲が揚州において「文選」を教授し、その下に許淹、李善、魏模、公孫羅らが輩出するに及んで、揚州を中心とした文選學の興隆へと發展する。このことは「舊唐書」「新唐書」儒學傳の記事、また「舊唐書」經籍志、「新唐書」藝文志、「日本國見在書目錄」に多數の「文選」注釋書が著録されていることによつて知ることが出来る。しかし、今日それらの書の大半は亡佚して見ることはできない。

小論でとりあげる「文選集注」所收「鈔」も、その間に作られた注釋書の一つと考えられ、當時の「文選」研究の盛況ぶりを窺わせる貴重な資料である。以下、この「鈔」の制作年代および作者、またその注釋の内容について、これまでの調査結果を報告することにする。<sup>(1)</sup>

## 一 「鈔」の制作年代および作者

「鈔」の制作年代については、既に二・三の論文において觸れられているが、今それらを参考にしながら、新出の資料を加えて検討してみよう。

まず「鈔」が引用する書籍のうち、最も新しいものは、顔師古の

「漢書」注である。顔師古が太子承乾にそれを奉つたのは貞觀十五年<sup>(641)</sup>であるから、「鈔」が作られたのは當然それ以後といふことになる。また「鈔」は、地名について「今云云」と、當時の地名をあげながら説明している。したがつて、その「今」が何時かということが明かになれば、制作の時期もおのずから明確になるはずである。「鈔」には次のような例がある。

- 衡岳、在長沙南。今之衡州是也。(卷九、左思「吳都賦」)
  - 龍川、在南海郡澤名也。在今。脩州。本屬廣州。(卷九、左思「吳都賦」)
  - 武昌、今鄂州。(卷九、左思「吳都賦」)
  - 武昌、縣名也。今在鄂州下。是權故都也。(卷五十九下、謝朓「和伏武昌登孫權故城」)
  - 司部、司州也。當今之襄州之界也。(卷七十一、任昉「宣德皇后令」)
  - 襄城、地名。今屬許州。(卷九十一上、王融「三月三日曲水詩序」)
  - 河陽、縣名也。屬今懷州。(卷四十八下、潘尼「贈河陽」)
- この中、衡州、脩州、鄂州、襄州というのは、「舊唐書」「新唐書」地理志によると、武德四年621の頃から、それぞれ衡陽郡、海豐郡、江夏郡、襄陽郡と改名された天寶元年742までと、乾元元年758に故に復されて以後の地名である。

また、襄城が許州に屬していたのは、「舊唐書」地理志によると貞觀元年627から、開元四年716に仙州が置かれてそれに屬するまでと、開元二十六年738に仙州が廢され汝州に屬するまでの一時期、および開元二十八年740から天寶元年742に臨汝郡(汝州が改名されたもの)に屬するまでの間である。つまり實質的に襄城が許州に屬していたと思われる期間は、貞觀元年627から開元四年716の間である。

したがって「今」の指す時期は、上限は武德四年621、下限は開元四年716ということになる。そうしてまた、河陽が懷州に屬していたのは、「舊唐書」高宗紀上に記すごとく、顯慶二年671に洛陽を東都とした際に洛州に屬することになる以前であるから、「鈔」は貞觀十五年641から顯慶二年671の間に制作に着手されたことになる。

なお後述するごとく、「鈔」は顯慶三年678に奉られる李善注を参考にしてるので年代が前後することになるが、これは李善注が上奏される以前に既にそれを参考にしてたか、或いは顯慶以前に注したものが李善注を参照して整理する段階まで残っていたか、のいずれかであろう。

ともあれ「鈔」は、顯慶年間を中心とする高宗の時代(649~683)には、注釋書としての體裁を持ったものとなっていたようである。これは集注本における注の配列順とも一致する。つまり「李善注」(658)「鈔」(音決)「五臣注」(718)「陸善經注」(742~756)と並べられた順序は、時代順によるものと考えられるからである。

次に「鈔」の作者の問題についてであるが、從來この問題については、「日本國見在書目錄」に、

文選鈔六十九 公孫羅撰

文選音決十 公孫羅撰

と著録されていることと、「鈔」と「音決」がともに集注本に採録されていることによつて、石濱純太郎博士が公孫羅の撰とされて以來(狩野直喜「唐鈔本文選殘篇跋」書後《東洋學叢編》)「音決」「鈔」ともに公孫羅の撰とされてきたが、しかし斯波六郎博士は、「鈔」と「音決」は、それぞれ據つたテキストが異なることなどから、作者は別人であろうという見解を出された。ただ、その作者については、今のところまだ不確定である。

ところで、「鈔」の中に次のような記述がある。

○事已具第二十一。此不委說也。(卷九十四中、袁宏「三國名臣序贊」)

○八珍、已具第十一。(卷五十九上、鮑照「數詩」)

前者は「晚節曜奇、則參分於赤壁」の注として、「吳志」周瑜傳を引用した後に記されているもので、この巻以前に「赤壁」の事柄が出てくるのは今の六十巻本の卷四十二、阮瑀「爲曹公作書與孫權」の中の「赤壁之役」だけである。とすると、この「第二十一」というのは、六十巻本でいえば卷四十二に相當することになる。

後者は「八珍盈彫俎、綺肴紛錯重」の注であり、「八珍」という語は、この巻以前では六十巻本の卷二十一、郭璞「游仙詩」の「王孫列八珍」だけである。とすれば、これも「鈔」のいう「第十一」とは六十巻本の卷二十一に相當する。

この二例から推測するに、「鈔」のいう「第二十一」「第十一」は、「鈔」が三十巻本であったとすれば合致することになる。この三十巻本「文選鈔」とは「日本國見在書目錄」にある無名氏の「文選鈔三十巻」と一致する。したがって集注本に採録されている「鈔」は無名氏のものということになる。とすれば「鈔」と「音決」の作者はそれ

それ別人であることが明らかとなる。「音決」という書名が「日本國  
見在書目録」の公孫羅のもの以外に見當らないこと、そうして「音  
決」は、他人の音注は引用しているが公孫羅の音注だけは引用してい  
ないことなどを考え合わせる時、「音決」の作者の方を公孫羅とする  
のが妥當であらう。

「鈔」の作者については以上のべたごとく誰かわからないが、「鈔」  
の中に、

○言天命使三人、以治吳。魏。蜀也。(卷四十八上、陸機「答賈長淵」)

○即謂各開吳。魏。蜀也。( )

○三分赤壁者、謂當破已後、各居一方、爲吳。蜀。魏也。(卷九十四中、袁

宏「三國名臣序贊」)

○言吳。魏。蜀等、凡二十人、皆遇此千載一會之期也。( )

のごとく、三國を並記する場合に吳を最初に出していること、また、  
「吳都賦」と「蜀都賦」の「鈔」を比較してみるに、「吳都賦」に對  
するものが極めて詳細であること、さらにまた、

○瀨、湍疾。中國人謂之積。吳人謂之瀨也。(卷九、左思「吳都賦」)

のごとく、「中國人」に對して特に「吳人」を取りあげるところなど  
からみて、この「鈔」は南方すなわち揚州江都の文選學者の手に成る  
ものであらうと考えられる。

## 二 「鈔」の内容

従來の「文選」注のうち李善注は、言語の出处・用例を引き解する  
立場をとるものであった。そうして、その李善注が讀みにくいという  
ことから、引書の方法をとらずに、正文の意味を易しく説こうとして  
作られた呂延濟らの五臣注は、粗雑で誤謬の多いことが唐の李匡父

「資暇錄」に「非五臣」として指摘されて以來、惡評を被っている。  
では、時代的に兩者の間に位置するとみられる「鈔」は、どのような  
内容的特性を持つ「文選」注であらうか。

「鈔」の注釋形式は、引書、釋義の一方にかたよらず、様々な形を  
とっている。正文をすべて解釋する場合もあれば、語釋から始めて解  
釋にうつる場合もある。そうして語釋には古書を引用しての説明と、  
自分の言葉での説明とがある。以下、「鈔」の注釋内容について、そ  
の特徴と思えるものをあげてみる。

### (1) 李注補足

まず「鈔」は李善注の補足という特徴を持っている。それは次のよ  
うな例によって知られる。

卷六十八、曹植「七啓」の「繁飾參差、微鮮若露、緝珮綢繆、或雕  
或錯」について、

李、霜作露、與錯字爲韻。

のように、また「彤軒紫柱、文檠華梁」について、

李本、楯作柱、非。

のように、李善本を校勘の對象にしていること。<sup>(9)</sup>

また、卷七十九、任昉「奏彈曹景宗」の「別攝治書侍御史、隨。違。續  
奏」について、

隨。違、人姓名也、李。生。言隨其所違之事、續而奏之。  
と注すること。

卷九十八、干寶「晉紀總論」の「愛惡相攻、利害相奪、其勢常也、  
若積水于防、燎火于原、未嘗暫靜也」の「其勢常也」を上につけて讀  
み、

一愛一惡、一利一害、此相攻奪之常勢也。李生、其勢常也、屬下句。

と注する。

このように「鈔」は、李善注を参照しながら注を施しており、したがって、例えば卷八十八、鍾會「檄蜀文」の「今主上、聖德欽明」について、

(李注) 主上、陳留王奐也。

(鈔) 陳留王奐、字景明。武帝孫、燕王子也。

のごとく、當然のことながら李善注を受けて注する形をとり、そのため李注補足という特徴がみられることになったものであろう。その例を分類すると次のようになる。

イ 李注を受けて補足説明する例。

これは先にあげた鍾會「檄蜀文」の「主上」に對する注や、卷百十三上、潘岳「夏侯常侍誄」の「天子以爲散騎常侍」について、

(李注) 天子、謂惠帝也。

(鈔) 惠帝、諱衷、字政度。武帝太子也。

のごとく、李善注を受けて、それを補足説明するものである。

また、李善が古書を引用し、それを受けて「鈔」がその書の古注を引用する場合も、この中に入るであろう。この例は非常に多いが、例えば卷九十一下、王融「三月三日曲水詩序」の「念負重於春水」についての、

(李注) 尙書曰、若陷虎尾、涉於春水。

(鈔) 孔尙書注云、春水、畏陷、懼之甚也。

とか、卷百十六、蔡邕「陳太丘碑文」の「於鄉黨、則恂恂焉」についての、

(李注) 論語曰、孔子於鄉黨、恂恂如也。

(鈔) 王肅論語注曰、恂恂、溫恭之貌。

などがそれである。李善が「尙書」君牙、「論語」鄉黨の文を引いて注をしているのに對して、「鈔」は孔安國の尙書傳、王肅の論語注を引いて李注を補足説明する形をとっている。

□ 李注が訓詁の時、「鈔」は事實をあげる例、或いはその逆の例。

卷九十三、陸機「漢高祖功臣頌」曹參の條の「爰淵爰嘿、有此武功」について、李善は「毛詩」大雅・文王有聲を引いて、

毛詩曰、文王受命、有此武功。

と注し、「有此武功」の出所を指摘するが、「鈔」はこれに對して、

武功、卽謂擊魏王豹也。

と、事實をあげて注している。

また同じく「漢高祖功臣頌」黥布の條の「謀之不臧、舍福取禍」に、李善は、

毛詩曰、謀之不臧、則具是依。左氏傳、劉子曰、禮義威儀之則、以定命也。能者養以之福、不能者敗之以取禍。

と注するが、「鈔」は「漢書」英布傳の、

十一年、高后誅淮陰侯、布因心恐憂。漢誅梁王彭越、盛其醢、以徧賜諸侯。至淮南、淮南王方獵。見醢、因大恐、陰令人部聚兵、候伺旁郡警急云云。

以下、英布が謀叛し、敗れて番陽の人に荏郷で殺されるまでを、一部省略しながら長く引用するのも、この例である。

この逆の例は、同じく「漢高祖功臣頌」張良の條の「銷印甚廢」に、李善は「漢書」張良傳を引き、高祖が項羽に滎陽で圍まれた時、酈食其の策によって作った印を、張良の言に従って潰した事をあげて

いるが、「鈔」は事實をあげるの省略して、左傳杜預注曰、甚教也。

と訓詁を施しているものなどである。

ハ 語句の用例や典據を補足する例。

これは李善があげている、語句の用例や典據について、「鈔」が他書にみられる用例や典據を補足するものである。これは(イ)の場合とにも非常に多い李注補足例であるが、まず語句の用例の補足について例をあげると、卷九、左思「吳都賦」の「藹藹翠幄、嫋嫋素女」の「素女」について、李善は「楚辭」九懷・昭世を引いて、

楚辭曰、聞素女今徵歌、聽王后兮吹竽。

と注するが、「鈔」はその用例として、

張衡思玄賦云、素女拊絃而餘音。

史記云、秦帝使素女、鼓五十絃瑟。

郭璞注山海經云、其城方三百里、蓋天地之中。素女所出。

の三例をあげている。

典據についての補足例をあげれば、卷七十三下、曹植「求通親親表」の「崩城殞霜」について李善は、「崩城」には「列女傳」の杞梁の妻の故事、

列女傳曰、杞梁妻者、齊杞梁殖之妻也。齊莊公襲莒、殖戰死。杞梁之妻無子、内外皆無五屬之親。既無所歸、乃就其夫屍於城下而哭之。内誠動人、道路過者、莫不爲之揮淚。十日而城爲之崩。

をあげ、「殞霜」については「淮南子」の郷衍に關する故事、

淮南子曰、郷衍盡忠於燕惠王。燕惠王信譖而繫之。郷子仰天而哭、正夏而天爲之降霜也。

をあげる。

これに對して「鈔」は、「崩城」については同じく「列女傳」からであるが、孟姿の話を引く。

列女傳云、□□□□未嫁。居近長城。杞□□□□□避役此孟姿後園池、□樹水間藏。姿在下遊戲、於水中見人影。及上見之、乃曰、請爲夫妻。梁曰、見□役爲卒、避役於此。不敢望貴人相采也。

姿曰、婦人不再見。今君見妾□□□□更嫁乎。遂與之交□□□□□餽食。後聞其死、遂將酒食往、收其骸骨。至城下、問尸首。乃見城人之築在城中。遂向所築之城哭、城遂爲之崩。城中骨亂、不可識之。乃淚點之、變成血。

また「殞霜」については「史記」の話を引く。  
史記、衍濟人。年九歲、家貧、爲人牧羊牛。有羣□□□□□衍後來、當其蹤跡。實非比衍牛所食。地主枉打之至重。衍仰天告怨、天六月、爲之降霜於此地。

「鈔」はこのように、李注に對して、同じく「列女傳」からではあるが孟姿の話と、「史記」の衍の話を引いて、典據となるべき他の故事の存在を示している。

ニ 李注の引く古書と同じ個所をあげて補足する例。  
A その前後を補足する例。

李善が省略し要約して引書している場合、「鈔」はその部分を詳しく引用する。例えば卷百二下、王褒「四子講德論」の「燕昭有郭隗樂毅、夷破疆齊、困闕於莒」について、李善は「史記」樂毅傳を省略し要約して次のように引用する。

史記曰、燕昭王、以子之之亂、而齊大敗燕。燕昭王怨齊。於是跽身下土、先禮郭隗、以招賢者。樂毅爲魏使於燕。燕昭王、以爲亞卿。使樂毅伐齊、破之。追至于臨菑。齊湣王、走保於莒。

これに對して「鈔」は、李善の省略している「燕昭王、以爲亞卿」以下の、

當是時、齊潛王彊。南敗楚相唐昧於重丘、西摧三晉於觀津、遂與三晉擊秦、助趙滅中山、破宋、廣地千餘里。與秦昭王、爭重爲帝。已而復歸之云云。

という部分を補いつつ、李注に引く「史記」の前後を詳細に引用している。

また卷百十三上、潘岳「夏侯常侍誄」の「用取喉舌、相爾南陽」における「喉舌」について、李善は「尙書」舜典および孔安國傳を引

き、尙書、帝曰、龍、命汝作納言。孔安國曰、納言、喉舌之官。

と注するのに對し、「鈔」は孔傳について、

孔安國尙書注曰、納言、喉舌之官也。聽下言納於上、受上言宣於下、必以信也。

のごとく、李善の省略した部分を補っている。

### B 解説を加える例。

卷八十八、陳琳「檄吳將校部曲文」の「飛廉死紂、不可謂賢」について、李善は「孟子」滕文公下の文を一部省略して、

孟子曰、及紂之身、天下有辭。周公相武王、誅紂。驅飛廉於海隅、而戮之。

と注するが、「鈔」は李注と省略部分（「誅紂」の下にある「伐奄三年討其君」の七字）を同じくする全くの同文をあげた後に、

然此文、飛廉不與紂同死。而今言死紂者、誅紂後、廉亦死。故言飛廉死紂也。

と解説を加える。これは解説を加えるために李注を再度引用したものと

であろう。

### C 古注を補足するために引く例。

卷百十六、王儉「褚淵碑文」の「建官惟賢」について、李善は「尙書」武成を擧げて、

尙書曰、建官惟賢。

と注しているが、これに對して「鈔」は、

尙書曰、建官惟賢。孔安國曰、立官以官賢才也。

と、李注と同文を引用したうえで孔安國の傳を引いている。

ホ 李善が注を施していない部分に注を加える例。

例えば、卷七十三下、曹植「求通親親表」の「孟子曰、不以舜之所以事堯事其君者、不敬其君者也」について李善が注をしていないため、「鈔」は次のような注を加えている。

此蓋孟子全文。言凡事君之道、不如舜之事堯。是侮慢不敬其君也。

へ 李注が未詳とするものを説明する例。

卷百二下、王褒「四子講德論」の「周公受拒鬻、而鬼方臣」に、李善は、

周公受鬻、未詳。

としているが、「鈔」は、

孫氏瑞應圖曰、拒鬻者、三隅之黍。一糗三米。王者宗廟脩則生。黃帝時、南夷乘白鹿來、獻拒鬻。周公受拒鬻。

のように、「孫氏瑞應圖」を引いて、李善が未詳とした個所の典據を明らかにしている。

ト 李注を訂正したり別解を示したりする例。

この例については、既にあげた卷七十九、任昉「奏彈曹景宗」の「隨違」についての注、また卷九十八、干寶「晉紀總論」の「其勢常

也」についての注などがそれであるが、更に例をあげてみよう。

卷七十九、任昉「奏彈曹景宗」の「不有嚴刑、誅賞安寘。景宗即主。臣謹案云云」について、李善は「王隱晉書」の、  
庾純自劾曰、醉酒荒迷、昏亂儀度。臣即主。謹案河南尹庾純云云。  
を引き、

然以主爲句。則臣當下讀也。

のごとく、「臣」字は下につけて讀むべきものとする。

しかし「鈔」は、

揚雄虎賦曰、目如電光、舌如綿巾。勇怯見之、莫不主臣。漢書注云、主臣、猶惶恐也。

つまり「主臣」を惶恐の意ととり、「臣」字を上につけて讀むべきことを主張する。

卷七十九、繁欽「與魏文帝牋」の「自左顧史炳、審姐名唱」について、李善は、

其史炳審姐、蓋亦當時之樂人。

と、「史炳」と同じく、「審姐」も樂人の名とするが、「鈔」は、

審、謂偃審也。言有嬌審之聲。非人姓名也。

と、李善の説を否定する。

卷八十五下、趙至「與嵇茂齊書」の作者について、李善は「嵇紹集」(趙至の作とする)と「干寶晉紀」(呂安の作とする)とを引いて、

二説不同。故題云景眞、而書曰安也。

と、「文選」編者の意を推測するだけで、自分の意見は示さない。これについて「鈔」は、

實是呂安見枉、非理從邊之言也。……干寶見紹説之非、故於脩史、

文選集注所引「鈔」について

陳其正義。今文選所撰、以爲親不過子、故從紹言、以書之。其實非也。

のごとく、それが呂安の嵇康に與えた書であることを證している。

卷八十八、司馬相如「難蜀父老」の「余之行急、其詳不可得聞已。請爲大夫、粗陳其略」について、李善は「孟子」萬章下の、

其詳不可得聞、嘗聞其略矣。

を引き、「私も急にやって来たので、詳しいことは聞けなかったが、あなたの方のために、その大略を述べることにしよう」の意に解しているが、「鈔」は、

言行程急速、不暇爲汝詳言之。

つまり「先を急ぐから、あなたの方のために詳しく説明する暇はないが」の意にとっている。

卷百二上、王褒「四子講德論」の「傳曰、詩人感而後思、思而後積。而後滿、滿而後作。言之不足、故嗟嘆之。嗟嘆之不足、故詠歌之。詠歌之不足、不知手之舞之、足之蹈之也」について、李善は、

樂動聲儀文也。

というが、「鈔」は、

傳曰、此韓詩傳也。

と、李注を訂正せんとする。

以上、「鈔」の一特徴である李注補足について述べたが、次に李注との關係を離れ、「鈔」自體の特徴を述べることにする。

## (2) 未整理

「鈔」の注文について先ず目につくのは、注釋書としては未整理の點が多いことである。以下その例をあげてみると、

イ 引書の際の呼稱が不統一な例。

「鈔」も李注と同様に多數の古書を引用しているが、その呼稱は不統一である。このことは「鈔」全體について言えることであるが、例えば卷九十一下、王融「三月三日曲水詩序」の注についてみるに、「詩」の毛傳を引く場合、「毛萋詩傳」「毛詩傳」「詩傳」「毛傳」「詩注」など、様々な呼稱を用いている。その他の巻においても「毛公」「毛」「毛詩注」などと、一定していない。

王融「三月三日曲水詩序」における他の例をあげると、杜預の「左氏傳」注については、「杜注左氏」「左氏傳注」「杜注」「杜左傳注」のごとく、また張衡「東京賦」については「張衡東京賦」「張平子東京」「張衡東京」のごとくである。

ロ 引書の際に書名を記していない例。

卷九十八、干寶「晉紀總論」の「故其詩曰、乃裹餽糧、于橐于囊」について李善は、

毛詩大雅文。毛萋曰、小曰橐、大曰囊。鄭玄曰、爲狄人所迫逐、不忍鬪其民。乃裹糧食橐囊中、棄其餘而去。

と「毛詩」大雅・公劉の詩、およびその毛傳、鄭箋を引用するが、「鈔」はそれを補足する形で、

公劉、后稷之曾孫。公劉居於邠、而夏人亂、迫逐公劉。公劉乃辟中國之難、遂平西戎、而遷其民、邑於豳焉。

と注する。これは書名をあげていないが、實は毛傳の文をそのまま引いたものである。

また、卷八十八、司馬相如「難蜀父老」と、卷九十三、王褒「聖主得賢臣頌」に多く見られる例であるが、顔師古、孟康らの「漢書」注を、それと明記せずに引用している。一例をあげると、「難蜀父老」

の「故休烈顯乎無窮、聲稱浹乎于茲」についての、  
休、美也。烈、業也。浹、徹也。于茲、猶言今茲也。

という「鈔」の注は、顔師古注と全くの同文である。ところが、そのすぐ後にある「且夫賢君之踐位也、豈特委璣驅蹕」には、

顔師古曰、握蹕、局陔也。

と注している。一方では「顔師古曰」と記しておきながら、他方では何の注記もせずに顔師古注をそのまま引用しているのである。

ハ 心覚えによる引書の例

卷百二下、王褒「四子講德論」の「故大漢之爲政也、崇簡易、上寬柔」の「崇簡易」について、「鈔」は、

易繫辭、簡則易知、易知則易從。

と、「周易」繫辭傳上の文を引くが、この部分は「周易」では「易則易知、簡則易從。易知則有親、易從則有功」となっており、「鈔」は原典に當って確かめることなく、心覚えのまま引用したものであると思われる。以下、二・三の例をあげると、

卷九、左思「吳都賦」の「玄蔭沈沈、清流澗澗」について、「鈔」は、

漢書陳勝傳曰、宮室何沈沈。深遽之貌。此謂青槐也。

と注するが、これは陳勝が楚王となった時、故人（客）が訪れて来て言った言葉、「客曰、夥、涉之爲王、沈沈者」と、應劭の注「沈沈、宮室深遽之貌也」とを一つにまとめて引用したものである。

卷百十三上、潘岳「夏侯常侍誄」の「父守淮岱、治亦有聲」について、「鈔」は、

尚書、海岱及淮、惟青州。

と「尚書」を引くが、「尚書」禹貢では、「海岱惟青州。……海岱及



淮、惟徐州……」となっている。

卷百十三下、潘岳「馬汧督誅」の「悠悠列將」について「鈔」は、論語、長沮云、天下悠悠者、皆是也。

という。これは微子篇の文であるが、ここでは桀蕩の言葉として「曰、滔滔者、天下皆是也」となっている。

心覚えによる引書と思われるこのような例は、現在確認しているものだけでも二十餘例あり、また出所不明の引書が多数あるので、この他にも心覚えによる引書例は相當の數にのぼるものと思われる。

二 注釋の順序が正文の順序と異なる例。

卷七十三下、曹植「求通親親表」の「昔周公用管蔡之不咸、廣封懿親、以蕃屏王室」について、「鈔」は、

咸、和也。不和、謂流言於國。

と注し、以下「管蔡」の事を述べた後、最後に思い出して附加したような形で、

甲、傷也。

と注している。このように、正文の順と關係なく注を施す例も數多く見られる。

ホ 解釋を詳しく言いかえる例。

卷八十八、司馬相如「難蜀父老」の「父兄不辜、幼孤爲奴虜」について、「鈔」は、

言父兄無辜而獲罪、幼孤因之、橫被虜掠、而爲奴也。

と正文を解釋し、ついで更に詳しく次のように言いかえている。

言其父兄、無罪於國、兒子並爲奴虜。爲德教未弘、所以如此也。

卷百十三上、潘岳「夏侯常侍誄」の「雖不爾以、猶致其身」についての注も、同じく言いかえの例である。

言君雖不遇用於子、而子常致身授命於君也。雖不用汝居美要之官、汝猶能自致得行其道也。

これらは、結論だけまとめて書けばよいものを、たとえば講義などにおいて、一應の説明をしておきながら更に言葉をかえて解説したものを、そのまま記録したような形になっているものである。

へ 文章語として十分に練られていない例。

これは口頭による説明を、そのまま文章にしたのではないかと思われるものである。

卷七十九、任昉「奏彈曹景宗」の「其軍佐職僚、偏裨將帥、絳諸應及咎者」について、「鈔」は、

此皆謂在景宗下屬官也。絳者猶言是挂也。

と注するが、文章語としては無用と思われる「在」「下」「是」などが入っている。

また、卷百十三上、潘岳「夏侯常侍誄」の「余亦偃息、無事明時」についての、

言我當爾辭祿歸時、我亦無事在家、出入與爾相知也。

のごとく、「我」が重複している文章、

卷六十二、江淹「雜體詩」(盧中郎謠)の「姻媾久不虛、契闊豈但一」についての、

毛詩、死生契闊、與子成說。毛萇傳、契闊、勤苦也。言辛苦謂遭劉聰等反時也。

のごとく、「言」と「謂」が重複している文章なども、文章語、ないし注釋の文としては、あまり検討を加えられたものではない。このように、文章として整えられていない例は「鈔」の隨所に見られる。

(3) 口語的表現

「鈔」には、口語的と思われる表現が多く見られる。例えば卷七十九、任昉「奏彈劉整」に、

使二奴往廣州行、死後分財云云。

とあるものがそれであるが、今、口語的語彙について、その例をあげてみよう。

まず、動詞、副詞などで、同じような意味を持つ二字を複合したものの。

○言其巧意不能加。尙得一曲也。(卷七十九、繁欽「與魏文帝賤」)

○言彌終一年也。(卷五十九上、謝惠連「七月七日夜詠牛女」)

○言我與爾、自少及長、觀知終始之事。(卷百十三上、潘岳「夏侯常侍誄」)

○然蕭曹著造法制、輔弼時君。(卷九十四上、袁宏「三國名臣序贊」)

○無由、往無因由、可得往天邊相就也。(卷六十八、曹植「七啓」)

○言整惡積、正執不可當對。雖其親舊、皆側目畏之也。(卷七十九、任昉「奏彈劉整」)

○如似欲飛、其實未往。(卷六十八、曹植「七啓」)

○言當四月之時、草木盡皆茂盛也。(卷五十九上、陶潛「讀山海經」)

○故使我晉家百姓、頻數陷墜泥火也。(卷百十三、潘岳「馬汧督誄」)

○當須屏迹棄事、寧可久處人間耶。(卷八十五上、嵇康「與山巨源絕交書」)

○自古以來、亦有主□時艱之事、要當附與冢宰大臣□有□任婦人、使之□斷天位者乎。(卷九十八、范曄「後漢書皇后紀論」)

○今爲汝陳說之安危、汝可宜聽之。(卷八十八、鍾會「檄蜀文」)

○謂其有罪不得復用本官之紙、故我輒卽奉白簡、以聞天子也。(卷七十九、沈約「奏彈王源」)

○言寡少事欲、故無憂勞之期、卽就巖穴之事、故希用人功也。(卷五十九上、謝靈運「田南樹園激流頌」)

○爲當與井田是、廢井田是。(卷七十一、王融「永明九年策秀才文」)

同じような意味を表わす二字を重ねて複合語を作り、より適確に意味を傳達せんとする傾向は、後漢から六朝にかけて強くなる。その結果作られたと考えられる新語は、例えば「世說新語」「搜神記」などの古小説、書簡文をはじめとして、當時の文章の隨所に見られるが、

右に例示したような「鈔」に用いられている語彙は、それらと同類のものである。

次に「是」が副詞や接續詞の接尾辭として用いられている例がある

が、これも口語的な表現といえよう。

○此詩亦是御史時爲之。(卷六十一上、袁淑「效古」)

○風厲焮舉、疾如風也。取疾義也。非是風。(卷六十八、曹植「七啓」)

○二人俱是人。(卷六十八、曹植「七啓」)

○此卽是整新補之官。(卷七十九、任昉「奏彈劉整」)

○觀文之勢、似是言周榮與仲翔、皆有伎藝、復不得仕也。(卷八十八、陳琳「檄吳將校部曲文」)

○言高祖當此之時、只是幽默之人、喻往迎之。(卷九十三、陸機「漢高祖功臣頌」)

このほかに「並是」「乃是」「皆是」「信是」などがある。

また、動詞の後に補助動詞「在」「得」を附加する例がある。

○言此以上名人、皆被權所害、皆沒在林藪之中。(卷八十八、陳琳「檄吳將校部曲文」)

○今並著。在說文。(卷九、左思「吳都賦」)

○言哀怨之聲、激在口之外也。(卷七十九、繁欽「與魏文帝賤」)

○其姪兒師利、曾遠行、乃逢雨投整野上、經得十二日。(卷七十九、任昉「奏彈劉整」)

このほか、唐詩などに見える疑問詞「若箇」の使用例もある。

○二途之中、從何所。今汝當言若箇爲安。故問之。(卷七十一、王融「永明九年策秀才文」)

(4) 歴史事實のわかり易い解説。

これは李注補足と考えられなくもないが、李注、五臣注と比較した場合、「鈔」に顯著に見られる特徴の一つであるので、あえて一項を設けた。

卷七十三下、曹植「求通親親表」の題注は、李注、「鈔」、五臣注、それぞれ次のようである。

(李注) 魏志曰、植復上疏、求存問親戚、因致其意。

(鈔) 古□□□□□□□□天下爲家、萬姓爲子孫、四海爲兄弟。不

獨親其親、不獨子其子。至堯始親九族、自近及遠。文帝立、

遣監國使灌均察諸王過、又不聽諸王朝拜。兄弟姊妹、皆不得

通音信。故植求通親親。明帝五年、上此表。乃令諸王入朝。

(張銑) 植以文帝不聽諸王入朝、故上疏求存問親戚也。

「鈔」は「文帝立」以下、「魏志」の陳思王植傳と明帝紀とを併せ要

約して、この表の書かれた理由を解説している。これを李善注、張銑

注と比較してみるに、「鈔」の解説は要を得て實にわかり易い。これ

と同様の例は、各篇題の注によく見られる。

また、卷四十八下、潘岳「爲賈謐作贈陸機」の「彊秦兼并、吞滅四

隅」についての注、

(李注) 史記曰、秦始皇、初并天下。班固漢書述曰、孝武行師、吞

滅海隅。

(鈔) 秦伯益之後、有非子爲周孝王御、五世六君、合四十九年。

改錫曰咸陽、都焉。春秋之後、始自孝公、至昭襄王。卽位五

十二年、滅周稱帝。五十六年、卒。及始皇立、二十六年、悉

平六國、初并天下、置三十六郡、罷諸侯、置守。二十九年、

焚詩書、坑儒士、三十二年、見讖書、乃使三十萬人築長城。

三十七年、東巡會稽、廻至沙丘而崩。

(呂延濟) 彊、暴也。言秦兼六國四方也。

この場合の「鈔」も、秦國の歴史を略述し、正文と直接關係の無い部分にまで及んでいて、読む者がその概要を把握できるように配慮されている。

そのほか、卷九十四、袁宏「三國名臣序贊」、卷九十三、陸機「漢高祖功臣頌」において特徴的であるが、「三國志」「漢書」の傳を、それぞれ的人物について長く引用しているのもこの例である。

「鈔」が歴史的事實だけに限らず、わかり易く注することを目標の一つとしていたことは、また卷六十一上、袁淑「效曹子建樂府白馬篇」の「五侯競書幣、羣公亟爲言」について「鈔」は、

亟、急也。言爭書名字於幣上、急爲之言、達於天子也。又云、亟、數也。

と注し、五臣注(劉良)は、

五侯競致書幣以贈。

とするのを比較してみると明らかであろう。

また、卷九十三、史岑「出師頌」の「天子餞我、路車乘黃」につ

て「鈔」は、

餞、送也。此我、我鄩質也。送行飲酒、謂之爲餞。

と、「餞」について、また「我」について、くどいほどの説明を加えている。

卷七十九、繁欽「與魏文帝牋」の「正月八日壬寅、領主簿繁君」について、

凡言領者、著身官之外、而更兼領卑官。故曰領也。

という、「領」について念を押す言い方や、卷百二下、王褒「四子講徳論」の「文學夫子曰」について、

文學夫子、此一人也。下文云、先生夫子、亦一人也。非兩人。

のごとく、「非兩人」と念を押す丁寧な注釋も、この類である。

さらにまた、卷九十四上、袁宏「三國名臣序贊」の「余以暇日、嘗覽國志」について、

余、宏自謂也。暇、閑日也。覽、觀也。國志、謂三國志。陳壽所撰、魏志三十卷、吳志二十卷、蜀志十五卷。凡六十餘年。

という、「三國志」についての辭書的説明などは、初學者の者を對象としたかのような丁寧な注釋である。

この他にも、文中の人物に對する注釋の丁寧さ、前後の文章のつながりの説明、段落の説明、同じ語句についての注を同一作品内で幾度もくり返す、等々、正文をできるだけ詳しく、わかり易く解説しようとする態度が、隨所に見られる。

以上の四項が「鈔」の大きな特徴であるが、次の二項は、數はそれほど多くはないが「鈔」の性格を考える上で重要なものである。

(5) 正文の誤りや異同を指摘

既に述べたごとく「鈔」は李善注本との校勘をしているが、その他の諸本とも校勘をして、「文選」正文を訂す作業をしている例が二十

例近くある。例えば卷百十三上、潘岳「馬汧督誅」の「今追贈牙門將蜜印綬、祠以少牢」について、

臧榮緒晉書曰、惠帝贈馬敦牙門將蜜印畫綬。今文選本、並無畫字。或改蜜爲軍。非也。案魏略、文帝黃初置、明帝以胡烈爲之。

と注する。集注本の正文は「鈔」の指摘するごとく、「牙門將蜜印綬」となっているが、尤本、胡刻本をはじめ諸本は全て「牙門將軍印綬」となっており、「鈔」にいう「或」本の、「蜜」を「軍」に誤ったものが傳わったようである。なお「鈔」本は「綬」の上に「畫」字があり、「蜜印畫綬」となっていた。

以下、數例をあげておく。

○卷五十九下、謝朓「直中書省」

玆言翔鳳池、鳴珮多清響。

鈔曰、翔集也。古本作集。

○卷六十八、曹植「七啓」

玄微子曰、吾子倦世、探隱椽沈。

鈔曰、古本無此整身兩字。

(今案、諸本子下有整身二字。)

○卷六十八、曹植「七啓」

飛翮凌高、鱗甲隱深。

鈔曰、李作隱、有作諸者非。古本飛翼。

○卷九、左思「吳都賦」

揮袖風飄而紅塵晝昏、流汗霖霖而中塗泥濘。

鈔曰、舊本昏爲冥。遠爲衢。

○卷九十四上、袁宏「三國名臣序贊」

公達慨然、志在致命。

鈔曰、或本爲在於推刃、亦通。

○卷八十八、司馬相如「難蜀父老」

射騰。既無跋。

鈔曰、今此諸本、或作奏。

### (6) 異説の併記

「鈔」には、異説が多くあげられている。まず「李生云」「王生云」「孫生云」、また「羅云」「王云」「孫云」など、當時の文選注釋者と  
思われる人々の説の引用がある。

「李生」については既にあげたので、他の例をあげると次のようである。

○王生云、歴、擊也。(卷六十八、曹植「七啓」歴盤鼓)

○孫生云、塗道中、言軍行道中也。(卷七十九、任昉「奏彈曹景宗」塗中

罕千金之費)

○羅云、從此以下七首、此等人、並子建知友。丁儀兄弟未殺時、相與  
交好。後文帝時、皆失勢。故作此詩耳。(卷四十七、曹植「贈徐幹」)

次に「又云」「或云」「一説」「一云」「一曰」などとして別解があげ  
られているものがある。

○二方、巴蜀也。又云、二方、關中與漢中。(卷八十八、陳琳「檄吳將校  
部曲文」二方俱定)

○今言逐者、則風之遺逸在後者、馬能逐及之也。又云、奔電・遺風、  
並是馬名也。(卷九十三、王褒「聖主得賢臣頌」追奔電逐遺風)

○都謂美好之人、鄙謂遠異俗也。爲一者、言在一處也。或云、都好  
物、鄙惡物。以惡雜好賣之。故云爲一也。(卷五十八、左思「吳都賦」  
并都鄙而爲一)

○八衝、謂八方之衝要也。或云、地名。(卷八十五、孫楚「爲石仲容與孫  
皓書」爭驅八衝)

○言不知繒帛麗綿繡之密也。一説、純綿不雜之綿也。(卷九十三、王褒  
「聖主得賢臣頌」難與道純綿之麗密)

○今言漢家之政、既已凌遲、吳之與魏、亦同一寶位耳。此爲昭遂贊吳  
成業。一云、同寶、謂吳家魏家、同以張昭爲寶也。(卷九十四下、袁  
宏「三國名臣序贊」吳魏同寶)

○號、謂爵號也。一曰、受天子之號令也。(卷八十八、司馬相如「難蜀父  
老」願得受號者)

また、卷五十九上、鮑照「翫月城西門解中」の注に見られるよう  
に、何の注記なしに異説があげられている例もある。それは「肴乾酒  
未缺、金壺啓夕淪」の注で、

缺、止也。淪、波。謂夜漏動也。鮑照觀漏賦曰、波崢嶸而夜下。此  
卽漏刻爲波之議也。禮記云、肴乾而不食、酒澄而不飲。啓、開也。  
淪、沒也。言金壺聲開、月沒也。

のごとく、「淪」字に對する解釋が前後で異なっているものである。  
また、卷九十四上、夏侯湛「東方朔畫贊」の「我來自東、言適茲  
邑」についての、

樂陵郡在東、而往從之。故言自東。  
都在東、卽云、我來自東。

というのもその例である。これらは、解釋上の議論がまともならず、異  
説をそのまま併記したものではないかと想像されるものである。

### 三 結 語

以上、「鈔」の内容を分析し、その特徴を六項目にまとめて述べた

が、その中の(2)未整理、(3)口語的表現、(4)歴史事實のわかり易い解説、などについて、當時、揚州を中心として「文選」の講義が盛んに行われていたことと考え合わせてみるに、この「鈔」は、師の講義メモか、講義の筆記録、そのいづれかはわからないが、一種の講義録としての性格を持つものではなからうかと推測される。そうして、その講義においては、(5)(6)の項で述べたように、考證も行われ、議論もたかかわされていたであろうことが考えられる。またその際、李善注が参照されており、そのために、(1)の李注補足の項で述べたような特徴を有することになったものである。

以上のごとく「鈔」は、當時の揚州文選學の一端を示す資料であり、またその詳細にして且つわかり易い解説は、李善注と相い補って、「文選」讀解の際にたいへん参考になるものである。

「鈔」については以上のべた事柄のほかに、なお、「鈔」という書名の意味、また卷五十六の「樂府三」「挽歌」「雜歌」、卷六十一上・下の「雜擬」(江淹の「雜體詩」第一首から第十四首まで)および卷六十三の「離騷」、卷六十六の「招魂」「招隱士」(集注本の案語によると、卷六十三から卷六十六まで、つまり「騷」の部分の「鈔」は脱していたという。)について「鈔」が缺けている理由など、更に究明されねばならない事柄が多く残っているが、それらは現在なお検討中である。(本稿は昭和五十一年度文部省科學研究費「文選集注の研究」代表小尾郊一による成果の一部である。)

注(1) 「文選集注」のテキストは、京都帝國大學文學部景印舊鈔本を使用し、卷九十八については、臺北中央圖書館に藏するものの寫眞を使用した。

(2) この問題について検討を加えたものに、邱榮錫「文選集注所引文選鈔

について」、狩野充徳「文選集注所引音決撰者についての一考察」(いづれも「小尾博士退休記念中國文學論集」所收)がある。

(3) 羅香林「顏師古年譜」による。

(4) 「新唐書」地理志では、開元三年715に仙州に屬したことになる。また天寶七載738に許州から汝州に來屬し、大曆四年748、仙州に屬し、大曆五年以降、許州に屬している。「唐會要」卷七十では、開元二年714に仙州が設置されている。そうしてまた天寶七載738に許州から汝州に來屬したことになる。

(5) 唐の李匡父「資暇錄」によると、「李氏文選、有初注成者、覆注者有三注四注者。當時旋被傳寫之。其絕筆之本、皆釋音訓義、注解甚多」とあり、李注にも様々のものがあつたらしい。

(6) 「音決」は後述するように公孫羅のものと考えられ、李注とほぼ同時か、少し後のもの。陸善經注については新美寛「陸善經の事蹟について」(「支那學」九卷一號)で、遅くとも天寶中には一應の完成をみたであろうことを考證されているので、今それに従う。

(7) 駱鴻凱「文選學」、神田喜一郎「文選のはなし」(東洋學文獻叢説)も、「鈔」「音決」ともに公孫羅撰としている。

(8) 「文選諸本の研究」舊鈔文選集注殘卷。

(9) 集注本は李善注本を底本としているので、ここにあげた集注本の正文は、「鈔」のいう「李本」の通りになっている。

(10) 邱榮錫「文選集注所引文選鈔について」では、李注との關連を鈔注釋義例考の形により、(一)李善が注釋していない字句に鈔が注をする例、(二)李善注が詳しく鈔が注を省略する例、(三)李善注が簡略で鈔が詳しい例、(四)李善注の訂正、別解の例、の四項に分けて述べる。小論においては、「鈔」の特性の一つとして李注補足がどのようになされているかという面から考察した。

(11) 「禍」字、集注本は「福」に作るが、恐らく傳寫の誤りであろう。

- (12) 「憂」字、「漢書」では「夏」に作って下句に属す。
- (13) 衍の話は「史記」には見當らない。
- (14) 「漢書」では正文の「握」を「握」に作っているので顔師古注も「握」に作るが、「鈔」はそれをそのまま引用したものであらう。
- (15) 阮元の校勘記に「釋文は滔滔を出し、鄭本は悠悠に作ると云う。案ずるに史記孔子世家も亦た悠悠に作る。」という。
- (16) この「鈔」の解釋は、前後の文から考えて誤りのようである。この正文は徵斯文學、虚儀夫子の二人と考えた方がよい。「今案」によると、下文の「先生夫子」の「夫子」は、「鈔」のよった本にだけあり、各本にはない。これによって「鈔」が誤ったものであらう。
- (17) 岡村繁「細川家永青文庫藏敦煌本文選注について」(集刊東洋學14)によれば、「敦煌本文選殘卷」について、講義録として論じておられる。
- (18) 日本では、室町時代の五山の僧の手になった、漢詩文や佛典などの注釋で、口語體で記された講義録を「抄物」とよぶが、もしこの「抄物」が中國の影響によって成ったものであるならば、「文選」の講義録が「文選鈔」と名づけられた意味はよくわかる。しかしこれはまだ推測の域を出ない。